

医療費適正化のため、正しい受診にご協力をお願いします！

～整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき～

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。けがの原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

○国民健康保険が使える場合

- ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
- ・骨折、脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要です)

○国民健康保険が使えない場合

- ・単なる疲れや肩こり、筋肉痛
- ・内科的疾患による痛みやこり
- ・仕事や通勤途中に起きたけが(労災保険から給付になります)

～施術を受けるときの注意～

○けがの原因を正確に伝えてください。

外傷性のけがでない場合は、国民健康保険は使えません。何が原因でけがをしたのかを正しく伝えましょう。

○医療機関との重複受診はできません。

同一部位の負傷について、同時期に柔道整復師による施術と医療機関での治療を重複して受けることはできません。その場合、原則的に柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

○療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。

療養費支給申請書は、患者さんが柔道整復師に国保の医療費の請求を委任するものです。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名をするようにしましょう。(ケガなどが原因でやむを得ず代筆してもらった場合は捺印も必要です。)

○施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けてください。

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因でなく内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

○領収書を保管しておきましょう。

国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合は、後日施術日や施術内容についてお尋ねする場合があります。領収書の保管をお願いします。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎569134

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは？

ひとり親家庭(父母の離婚などで、父または母の一方のみから養育を受けている子どもが居る家庭)の生活を支援するために支給される手当です。

支給額(月額)は？

受給資格者(父または母)が養育する子どもの数や所得などにより決められます。(審査の結果、支給額が0円になる場合もあります。)

○子ども1人の場合

- 全部支給：42,910円
- 一部支給：42,900円～10,120円

○子ども3人目以降の加算額(1人につき)

- 全部支給：6,080円
- 一部支給：6,070円～3,040円

○子ども2人の場合

- 全部支給：53,050円
- 一部支給：53,030円～15,190円

手当を受給するためには？

町への申請が必要です。該当する方は子ども家庭課相談支援係へお問い合わせください。申請した翌月分から支給開始となります。

手当の支払い月は？

年6回、奇数月(1・3・5・7・9・11月)に2か月分が支払われます。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 相談支援係 ☎569137